

鎌ヶ谷市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業委託

公募型プロポーザル評価基準

1 趣旨

この基準は、「鎌ヶ谷市国民健康保険事業実施計画（第3期）」に基づき実施する「令和8年度糖尿病性腎症重症化予防事業」委託業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

2 選定の手順

選定にあたっては、選定委員会を組織し、事業者からの提案書類及びプレゼンテーション内容の評価を行い、最も高い評価点のものを受託候補者とする。

3 選定委員会

選定委員会は、以下の職にあるものにより組織することとする。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民生活部次長
- (3) 保険年金課長
- (4) 健康増進課長
- (5) 契約管財課長

4 選定基準及び審査方法

「3選定委員会」の各委員は、別添「審査評定表」の項目毎に採点を行う。採点の結果に基づき、最も合計得点の高いものを受託候補者とする。

※点数が同点の場合は、見積額の少ない業者を受託候補者とする。

※審査最低基準を満たさない場合は、不調とする。

＜審査最低基準＞

合計点数100点×委員数5名×50% = 250点

5 その他

本選定基準に定めのない事項については、選定委員の協議により決めることとする。